開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君）　おはようございます。

　　ただいまの出席議員数は12人であります。

　　よって、定足数に達しております。

　　これより本日の会議を開きます。

　　本日の会議は、議事日程第３号により進めてまいります。

────────────────────────────────────────────

◎議案第１１７号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第１、議案第117号　小坂町総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第117号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第117号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第１１９号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第２、議案第119号　小坂町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

　　本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

　　委員長。

〔総務福祉常任委員長　椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君）　おはようございます。

　　議案第119号　小坂町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

　　１、議案の要旨。

　　インターネット等で結合された電子情報機器での個人情報を、本人の同意がある場合や他の法令に定めがある場合などに限り提供を可能にするために、条例を改正しようとするものであります。

　　２、議案可決の理由。

　　本議案は、利便性と公益性の向上を図るものであり、妥当なものであります。

　　よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

　　少数意見の留保はありませんでした。

　　上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第119号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　本件に対する委員長の報告は可決であります。

　　議案第119号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第119号は委員長の報告のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第１２３号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第３、議案第123号　小坂町民間活力を利用した賃貸住宅の固定資産税減免条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

　　本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

　　委員長。

〔総務福祉常任委員長　椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君）　議案第123号　小坂町民間活力を利用した賃貸住宅の固定資産税減免条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

　　１、議案の要旨。

　　移住・定住の取り組みを推進するために、民間活力を導入した賃貸住宅等を建設する方に対して、固定資産税を減免するための条例を改正しようとするものであります。

　　２、議案可決の理由。

　　本議案は、移住・定住向けの住宅需要や町外通勤者の町内定着を図り、活気あるまちづくりに取り組んでいくものであり、妥当なものであります。

　　よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

　　少数意見の留保はありませんでした。

　　上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第123号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　本件に対する委員長の報告は可決であります。

　　議案第123号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第123号は委員長の報告のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第１２４号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第４、議案第124号　小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

　　本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

　　委員長。

〔総務福祉常任委員長　椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君）　議案第124号　小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

　　１、議案の要旨。

　　地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、条例を改正しようとするものであります。

　　２、議案可決の理由。

　　本議案は、地方税法施行令の一部改正により、個人所得課税の見直しによる軽減判定所得基準の引き上げに伴い条文を整理するものであり、妥当なものであります。

　　よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

　　少数意見の留保はありませんでした。

　　上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第124号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　本件に対する委員長の報告は可決であります。

　　議案第124号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第124号は委員長の報告のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第１２９号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第５、議案第129号　令和２年度小坂町一般会計補正予算（第９号）を議題といたします。

　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

　　４番。

○４番（亀田利美君）　このレールパーク事業、この時期にこのタイミングでどうしてこの補正に上がってきたのか、その訳をちょっと聞かせてください。

○議長（目時重雄君）　観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君）　レールパークにあります保全倉庫でございますが、大変老朽化しております。例年、雨漏りやこの積雪の関係でブルーシートなどを張って対処してきておりましたけれども、建物を診断していただいたところ、もうこれ以上もたない、倒壊の危険性があるという指摘を受けましたので、このたびの補正に保全倉庫の解体の予算を計上させていただきました。

　　以上でございます。

○議長（目時重雄君）　４番。

○４番（亀田利美君）　解体物件は分かっているのですけれども、これは数年前から雨漏りとか倒壊の危険性があったというのは聞いております。

　　ただ、この補正に持ってくる前に優先してやるべきことがあると思います。それは前にも私、お願いしてあったのですが、それは苦竹の踏切、これの撤去をして段差を解消したほうがいいと、これは町の責任でやるべきだと、こういうように思っておりましたし、提案もしてあります。こっちのほうが優先的にみた場合には、最初に補正でも何でも早急にやるべきことだと思います。ここから見えるのですけれども、この大型車両、これはもう最徐行して通っています。こちらのほうに補正で持ってくるなり、早急に開始すると、そういうふうな事業を何で提案しなかったのかと、そっちのほうが不思議でならないのです。その優先順位、どういうふうに考えておられますか。町長のほうからお願いします。

○議長（目時重雄君）　町長。

○町長（細越　満君）　国道282号のそこの古苦竹の踏切の質問だと思います。

　　これについては、国のほうと私ども、この282号の国道の協議会がございまして、そちらのほうにも要望書を出しておりまして、それが今、町中心部から北インターまでの道路の拡幅等々含める中で直してもらうというような話が進んでいるところでございます。これについては、国のほうからやってもらえるというようなことで進んでおります。

　　以上です。

○議長（目時重雄君）　４番。

○４番（亀田利美君）　町長、これはレールパーク事業の中で踏切はまた再度、これ通してもらったという工事でありました。今、町長の説明では、国・県のほうからお願いして撤去していただくのだということになりますと、これは国・県がレールパーク事業に対しての尻拭いをお願いしているというふうに取られても仕方がないです。これは町の責任で早急に取り除くべきだと私は思っております。その辺はどうですか。

○議長（目時重雄君）　町長。

○町長（細越　満君）　この踏切等の工事については、県のほうから事業採択をいただいておりますので、県のほうにお願いをしていきたいと思っております。

○議長（目時重雄君）　４番。

○４番（亀田利美君）　この苦竹から北側はそういう工事になると、今年は調査の年度だと聞いております。来年度が設計の段階に入っていくということだと思うのですが、撤去はいつ頃になるのですか。

○議長（目時重雄君）　町長。

○町長（細越　満君）　今、担当のほうからちょっと確認しましたら、三、四年ぐらいかかると思っておるようです。できるだけまず早く工事を進めていただくように、こちらからまたお願いしてまいりたいと思います。

○議長（目時重雄君）　４番。

○４番（亀田利美君）　やはりそのぐらいの年数がかかると思います。これは早急に解消しなければならない危険な箇所だと私は思いますので、これは町の責任でやって、その後は国・県がどういうふうに対応してくれるのか、その辺も確認して、ぜひとも早くこれは撤去をお願いしたいと思います。

　　以上です。

○議長（目時重雄君）　そのほか質疑ございませんか。

　　９番。

○９番（小笠原憲昭君）　二、三、質問をさせていただきたいと思います。

　　まず、１つは11ページ。

　　民生費の児童運営費でありますけれども、保育補助者雇上強化事業、これが実績がなくて全額減額になったというふうに説明を受けましたが、そのとおりでございますか。

○議長（目時重雄君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤　健君）　そのとおりでございます。

○議長（目時重雄君）　９番。

○９番（小笠原憲昭君）　これは恐らく私立の保育所を運営していくのに大変だろうということで、国のほうもいろいろ施策を考えて補助をつけてくれたのだと思うのです。そうしますと、この事業採択する、ないしは申請するに当たって、きちんと保育士を確保するというめどを立ててからこういう補助金を申請すべきでないかと、私はそう思うのです。はい、スタートしました、手を挙げて採択されましたけれども、保育士を一所懸命探したけれども見つかりませんでした、恐らくそういう内容かなと思うのですが、違いますか。

○議長（目時重雄君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤　健君）　議員のおっしゃるとおり、雇うことができると見込んで予算をつけたものでありますが、結果的には雇えなかったということでございます。

○議長（目時重雄君）　９番。

○９番（小笠原憲昭君）　そういうことだと思うのです。ですから、私から言わせると、やっぱり計画がずさんだというふうに言わざるを得ないわけです。現場は、やはりそういうふうに手を一人でもつけてもらいたいというふうに願っていると思う。それが、そういう資格を持っている人を探すことが非常に困難だと。確かにこういう地域にいれば、人材を確保するというのは非常に難しい問題だと思います。ですから、こういう事業採択するときは、事前にやはりきちんとそういう人材を確保できるということを見越してからでないと、こういうのをはっきり言うと空計上です。空予算になってしまう。こういうことは、私は決してやるべきではないだろうというふうに思いますから、ひとつご留意をいただきたいと思います。

　　次、２つ目、12ページ。

　　農林水産業費の３目農業振興費ですけれども、この17節の備品購入費は、ジャガイモ試験栽培の植付けとかの機械の分ですか、減額になったのは。

○議長（目時重雄君）　観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君）　この減額分につきましては、おっしゃるとおりジャガイモ関連の機械作業分でございます。この額につきましては、予算やった後の入札の差額分を減額しております。

○議長（目時重雄君）　９番。

○９番（小笠原憲昭君）　340万円も減額になったというのは、非常に機種の変更があったというふうに考えていいのですか。

○議長（目時重雄君）　観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君）　機種の変更ではなくて、単純に入札をした場合の予定額との差額であります。

○議長（目時重雄君）　９番。

○９番（小笠原憲昭君）　ものそのものは、当該年度にもう納品されたというふうにみていいのですか。

○議長（目時重雄君）　観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君）　この機械でございますが、６つの機械等の購入を行っております。管理機、ブームスプレーヤー、それと施肥機とポテトゲージが納入されております。ですが、カッティングプランター・植付機と牽引式のハーベスターについては、まだ納入になっておりません。契約が終了しておりますので、金額が確定しましたので、その分を減額という形にしております。

○議長（目時重雄君）　９番。

○９番（小笠原憲昭君）　しつこいようですけれども、そうしますと、まだ納品されていない機械はいつ頃にこちらに納品される予定ですか。

○議長（目時重雄君）　観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君）　こちらのほうの納入になっていない機械につきましては、一部輸入品を使っておりまして、その納入のめどが立っていなくて、今、組立て作業に入れないというふうな形の報告書を頂いております。その時期につきましては、カッティングプランターにつきましては、３月または４月に延びそうだと、それと、ハーベスターにつきましては、５月頃になりそうだというふうな報告をいただいております。それをもって今、県とどういうふうな形にするのか協議中であります。今のところ、県議会のほうの予算の繰越しのお願いをしていくような形で話合いは進んでおります。

○議長（目時重雄君）　９番。

○９番（小笠原憲昭君）　今の課長の答弁だと、相当問題になってくる部分が出てくると思うのです。まだいつ納品されるかめどが立っていないと、もしかすると４月まで越えるかもしれないと、こういうことになると、当然、債務負担行為の設定をしていかなきゃいけない。まだ３月議会がありますから、そのときでもいいだろうというふうに思われるわけですが、やはりそういうきちんとしためどが立たない中でこういう予算をつくるということが果たしていいのかなと。総務課長さん、いかがなものですか。

○議長（目時重雄君）　総務課長。

○総務課長（山崎　明君）　この予算につきましては、当初予算で計上しているもので、その段階では年度内には入るだろうということを想定して予算計上されます。たまたま今回のコロナ禍の現状において部品が入らないということですので、この辺はまず業者さんのほうにも確認をしながら、適正な手続はやっていきたいと思っております。

○議長（目時重雄君）　９番。

○９番（小笠原憲昭君）　いずれこれ、ものが入ってこなくなれば、債務負担行為の設定もきちんとしていかなきゃいけないということになろうかと思いますが、その辺も十分ご注意をいただきたいと思います。

　　それから次に、14ページの10款、教育関係でありますけれども、18節の負担金補助及び交付金、高校生等扶養世帯支援臨時給付金、それから学生生活支援臨時給付金、いずれも減額になりましたので、実績はどのような数字になっているか教えていただきたい。

○議長（目時重雄君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤　健君）　まず、高校生の臨時給付金ですが、90人、予算で見込んでおりましたが、実績は88人となっております。

　　また、学生生活の給付金につきましては、140人見込んでおりましたけれども、80人という実績でございます。

○９番（小笠原憲昭君）　分かりました。

○議長（目時重雄君）　そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第129号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第129号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第129号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第１３０号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第６、議案第130号　令和２年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第130号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第130号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第130号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第１３１号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第７、議案第131号　令和２年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第131号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第131号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第131号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎陳情第５号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第８、陳情第５号　安全・安心の医療・介護の実現と、国民のいのちと健康を守るため、国に意見書提出を求める陳情についての報告を議題といたします。

　　本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

　　委員長。

〔総務福祉常任委員長　椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君）　陳情第５号　安全・安心の医療・介護の実現と、国民のいのちと健康を守るため、国に意見書提出を求める陳情の報告書。

　　１、陳情の要旨。

　　国民のいのちと健康、暮らしを守り、新たなウイルス感染や自然災害などの事態に際し、経済活動への影響を最小限に押さえ込むために、医療・介護・福祉及び公衆衛生施策の拡充を求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

　　２、陳情採択の理由。

　　国民誰もが安心して暮らしていけるための医療・介護・福祉などの社会保障施策や、今後も発生が予想される新たな感染症拡大に対応できる公衆衛生施策などは、国が責任を持って行うべきものであります。

　　よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

　　少数意見の留保はありませんでした。

　　上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより陳情第５号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

　　陳情第５号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、陳情第５号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎意見書案第６号の上程、採決

○議長（目時重雄君）　日程第９、意見書案第６号　安全・安心の医療・介護の実現と、国民のいのちと健康を守るための意見書提出についてを議題といたします。

　　お諮りいたします。

　　本意見書案は、さきの陳情第５号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものであります。

　　よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

　　これより意見書案第６号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　意見書案第６号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、意見書案第６号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎陳情第６号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第10、陳情第６号　「新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするために介護施策の改善を国に求める」意見書提出の陳情についての報告書を議題といたします。

　　本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

　　委員長。

〔総務福祉常任委員長　椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君）　陳情第６号　「新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするために介護施策の改善を国に求める」意見書提出の陳情の報告書。

　　１、陳情の要旨。

　　介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善のための意見書を国に提出していただきたいというものであります。

　　２、陳情採択の理由。

　　高齢化の進展に伴い今後いっそう高まっていく介護需要に応え、感染症のような新たな事態に対処していくためにも、安心できる介護保険制度への抜本的な改善は不可欠であります。

　　よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

　　少数意見の留保はありませんでした。

　　上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより陳情第６号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

　　陳情第６号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、陳情第６号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎意見書案第７号の上程、採決

○議長（目時重雄君）　日程第11、意見書案第７号　新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするために介護施策の改善を求める意見書提出についてを議題といたします。

　　お諮りいたします。

　　本意見書案は、さきの陳情第６号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものであります。

　　よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

　　これより意見書案第７号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　意見書案第７号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、意見書案第７号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎陳情第８号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第12、陳情第８号　「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書提出の陳情についての報告書を議題といたします。

　　本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

　　委員長。

〔総務福祉常任委員長　椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君）　陳情第８号　「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書提出の陳情の報告書。

　　１、陳情の要旨。

　　新型コロナウイルス感染症を教訓に、感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすることを求める意見書を国に提出していただきというものであります。

　　２、陳情採択の理由。

　　国民のいのちと健康を守るためには、新型コロナウイルス感染症や、今後の新興インフルエンザ感染症対策なども考慮した「地域医療構想」の抜本的な見直しが必要であります。

　　よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

　　少数意見の留保はありませんでした。

　　上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより陳情第８号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

　　陳情第８号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、陳情第８号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎意見書案第８号の上程、採決

○議長（目時重雄君）　日程第13、意見書案第８号　新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすることを求める意見書提出についてを議題といたします。

　　お諮りいたします。

　　本意見書案は、さきの陳情第８号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものであります。

　　よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

　　これより意見書案第８号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　意見書案第８号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、意見書案第８号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎意見書案第９号の上程、採決

○議長（目時重雄君）　日程第14、意見書案第９号　西十和田トンネル（仮称）早期建設を求める意見書提出についてを議題といたします。

　　お諮りいたします。

　　本意見書案は、趣旨に賛同する議員10名による議員提案であります。

　　議員各位におかれましては、趣旨を理解されたものと思われますので、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

　　これより意見書案第９号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　意見書案第９号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君）　起立多数であります。

　　よって、意見書案第９号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎閉会中の継続審査申出書

○議長（目時重雄君）　日程第15、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

　　総務福祉常任委員長と議会運営委員長から、小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

　　お諮りいたします。

　　両委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、両委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君）　以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたしました。

　　これをもって令和２年第９回小坂町議会定例会を閉会いたします。

　　ご協力ありがとうございました。

閉会　午前１０時４７分